

佐賀県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十四年十二月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

嬉野市塩田町大字谷所字下北山乙七八七、乙七八九の一、乙七九〇の二、乙七九四、乙七九五、乙八〇〇、乙八〇三の一から乙八〇三の三まで、乙八〇九の二、乙八一八、乙八二〇、乙八二一、乙八二三の一、乙八二三の二、乙八二六の一から乙八二六の四まで、乙八二八の一、乙八三〇の一、乙八三一、乙八三二の一、乙八三二の二、乙八三三、乙八三五の一、乙八三六の一から乙八三六の二まで、乙八三八、乙八四〇の一、乙八四〇の二、乙八四一、乙八四三から乙八四五まで、乙八四七の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市農林課に備え置いて縦覧に供する。）